社会保障審議会一障害者部会 第47回 (H20.12.3) 参考資料 1

精神保健福祉施策の 見直しについて

精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援等の充実について

対応内容

- 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援等の施策の推進体制について制度上位置付けるべき。その際、精神保健医療福祉に従事する者について、その責務を明確化すべき。
- 病院等から地域生活への移行を目指す精神障害者に対する個別支援の充実強化とともに、地域 資源の開発や地域における連携の構築等、地域生活に必要な体制整備を行う機能についても、引き 続き充実を図るべき。

現状

○ 精神障害者の地域移行については、精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施等により 推進しているところ。

課題

- 精神障害者地域移行支援特別対策事業は、都道府県等による取組状況に差が大きく、都道府県 等における施策の推進体制を明確化することにより、精神障害者の地域移行を推進するための 方策の充実強化が必要。
- 精神障害者の地域生活への移行に係る精神保健医療福祉従事者の責務が明確でないが、精神 障害者の地域移行に係る責務を明確化することにより、施策の一層の推進を図ることが必要。

精神科救急医療の充実について

対応内容

- 地域の実情を踏まえつつどの地域でも適切な精神科医療を受けられる体制の確保を図る観点から、 都道府県による精神科救急医療体制の確保や評価の実施等について、制度上位置付けるべき。
- 精神科救急医療と一般救急医療の双方を必要とする患者に対する適切な医療の提供を確保する 観点から、精神科救急医療と一般救急医療との連携についても制度上位置付けるべき。

現状

〇 精神科救急医療体制整備事業の実施や、診療報酬上の評価の充実により、精神科救急医療体制 の確保を進めてきたところ。

課題

- 精神科救急医療体制は、都道府県によって、圏域の規模、医療施設の整備状況をはじめとして、 精神科救急医療体制の機能が異なるなど、その整備が十分でない状況。
- 精神科救急体制と一般救急体制との連携が十分ではなく、自殺企図患者等、精神科救急と一般 救急の双方の治療が必要な患者に対する医療の提供がスムーズに行われていない。

精神保健指定医について

対応内容

- 精神保健指定医について、措置診察等の公務員としての業務や精神科救急医療等の都道府県における精神医療体制の確保に協力すべきことを法律上規定すべき。
- また、失念等により精神保健指定医資格の更新期限を超えた場合については、例えば、運転免許と同様に、再取得の際に一定の配慮を行うよう、制度上対応すべき。

現状

- 措置診察は、主として指定病院や公的機関に勤務する精神保健指定医によって行われており、診療所等に従事する精神保健指定医が指定医業務を行うことは少なく、都道府県において、措置診察等を行う精神保健指定医の確保に困難が生じているとの意見がある。
- 更新手続きの失念等により指定医資格が失効する例がみられる。

課題

- 都道府県による取組とあわせて、措置診察等に係る精神保健指定医の責務を明確化することにより、精神保健 指定医の確保を進めることが必要。
- 精神保健指定医の精神科救急医療の確保に係る責務を明確化することで、救急医療機関における精神保健指 定医を確保し、精神科救急医療体制が円滑に機能するようにすることが必要。
- 更新手続きの失念等により指定医資格が失効した場合は、新規に要件を満たして取得する必要がある。

相談体制における行政機関の役割について

対応内容

○ 精神障害者やその家族等からの様々な相談に対し、身近な地域において、より適切に対応できる体制を確保するため、精神保健に関する相談への対応や、医療に関する相談や複雑困難なケースへの対応等も含めて、市町村、保健所、精神保健福祉センターが、適切な役割分担と密接な連携の下で、精神保健福祉に関する相談に応じ、適切な支援を行えるよう、その体制の具体化を図るべき。

現状

- 市町村、保健所、精神保健福祉センターのいずれにおいても、精神保健と精神障害者の福祉に 関する相談に対応しつつも、その内容によって連携を図ることを通じて、対応が図られている。
- 一方で、精神保健福祉法においては、市町村には精神障害者の福祉に関して相談指導の義務が課されているものの、精神保健に関する相談指導については努力義務が課されているに止まり、また、各行政機関の役割分担が明確にされていない現状にある。

課題

○ 精神保健に関する相談指導について、市町村の役割の明確化を図るとともに、市町村、保健所、 精神保健福祉センターの連携の具体像を示すことにより、精神障害者本人及びその家族からの 多様な相談に対し、より適切な対応ができる体制づくりが必要。

精神障害者社会適応訓練事業について

対応内容

○ 今後も精神障害者の特性に応じたきめ細やかな支援が実施されるよう、社会適応訓練事業の果たしている機能について、障害者施策全体の中でその位置付けを明確にし、都道府県等への支援を図るべき。

現状

- 平成15年度の一般財源化を契機に、事業の実施規模は縮小傾向にある一方で、約9割の都道 府県等において、今後も引き続き事業を実施していく予定である。
- 平成19年度の事業の利用者は約2,700人、このうち訓練期間満了者724人の約4割である 277人が就職に結びついており、一定の効果があることが明らかになっている。

課題

○ 都道府県等からは、他の就労系の障害福祉サービスとの「明確な位置づけ」について整理や財政的な支援が求められていることも踏まえ、社会適応訓練事業の果たしている機能が今後とも地域において活かされるよう、対応を図ることが必要。

精神保健福祉士の養成のあり方等の見直しについて

対応内容

○ 精神障害者の地域生活の支援を担うという役割の明確化、資格取得後の資質向上の責務の明確 化をはじめ、制度上の対応を図るべき。

また、質の高い精神保健福祉士の養成のためのカリキュラムの見直しについて引き続き検討すべき。

現状

〇 精神保健福祉士制度は平成9年に精神保健福祉士法により創設されたが、長期入院患者を中心とした精神障害者の地域移行が十分に進んでいない現状において、精神障害者の社会復帰の支援を担う役割の重要性が一層高まっている。

課題

○ 精神障害者に対する支援の一層の充実に向け、精神障害者の社会復帰の支援を中核の業務として、求められる精神保健福祉士を養成していくための制度やカリキュラムの見直しの検討が必要である。